

事務事業名		道路構造物長寿命化事業		所属部	建設部	所属課	建設工務課		
総合計画体系	政策名	〈Ⅱ〉安全・安心で快適なまち〈定住環境〉		所属G	公共土木G	課長名	松村 直樹		
	施策名	〈12〉道路の整備		担当者名	石原 裕太	電話番号	0854-40-1063 (内線) 2473		
	目的・対象	対象 市民	意図 市内及び市外へ安全で便利に移動できる。	予算科目	会計	款	大事業	大事業名	橋梁維持補修事業
	基本事業	〈035〉道路の維持管理			項	目	中事業	中事業名	道路構造物長寿命化事業
目的・対象	対象 道路利用者	意図 安全に移動できる。	1	0	2	0	0	9	

1 現状把握【DO】

(1) 事務事業の概要

① 対象(誰、何を対象にしているのか)	② 意図(対象がどのような状態になるのか)
道路利用者	市内を安全で迅速に移動できるようにする。
③ 事業内容(期間限定複数年度事業は全体像を記述)	
事業期間 <input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 ( H26 年度～ ) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( 年度～ 年度 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法改正により近接目視による橋梁点検を行い、その結果に基づき、判定会により健全度を判断し、橋梁長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を行う。</li> <li>・現在、2巡目の3年目で、計画的に橋梁点検を実施している。</li> </ul>
④ 主な活動	⑤ これまでの改革・改善経緯
R4年度実績(R4年度に行った主な活動)	(この事務事業に関してこれまでどのような改革改善をしているか?)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道橋梁点検の業務委託</li> <li>・橋梁点検結果に基づく設計業務委託</li> <li>・長寿命化計画に基づく修繕工事</li> </ul> 2巡目(3年目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な修繕により橋梁の長寿命化を図る。</li> <li>・点検結果に伴う優先順位により、効率的な修繕ができる。また、研修会及び判定会等に参加し、技術の向上に努めている。</li> <li>・施設個別計画に基づく道路メンテナンス事業補助制度がR2年度からスタートし、雲南市橋梁長寿命化修繕計画により修繕を実施していく。</li> </ul>

(2) 事務事業の指標

成果指標	単位	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
ア 生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	%	65.2	63.9	66.8	66.8
イ 生活道路で危ない場所があると感じている市民の割合	%	65.7	68.4	66.5	66.5
ウ 長寿命化、耐震化を行った橋梁数	橋	8	2	2	1
エ					

(3) 事務事業のコスト

① 事業費の内訳 (R4年度決算)		② コストの推移		単位	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(計画)
【委託料】トンネル定期点検 10,511千円		財源内訳	国庫支出金	千円	40,100	26,529	71,956	116,867
橋梁定期点検業務(5件) 9,594千円			県支出金	千円				
施設点検・診断技術支援業務 19千円			地方債	千円	20,500	11,200	32,700	69,300
加茂大橋詳細設計 6,832千円			その他	千円	1,091		51	
【工事費】加茂大橋修繕工事 25,124千円			一般財源	千円	5,835	5,326	14,219	7,579
山王橋耐震補強修繕工事 62,876千円		事業費計		千円	67,526	43,055	118,926	193,746
【事務費】 1,522千円								
R3繰越【工事費】小西橋修繕工事 2,448千円								
【地方債】 合併特例債								

2 事後評価【SEE】

① 事業実績における成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の法定点検を195橋行い、点検結果を島根県公共土木施設維持管理システムに登録するとともに修繕計画に反映した。</li> <li>・修繕工事の実施により橋梁の安全性を確保した。</li> </ul>
② 事業実施するうえでの課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋長2m以上の市道橋梁の安全性を保つため、5年に1回の点検結果に基づく修繕が必要となる。</li> </ul>
③ 課題解決に向けた改革改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法の一部改正により、今後は2m以上の橋梁については5年に1回の点検が必要である。なお、点検基準及び要領については平成26年7月に示されたが、平成27年度より近接目視へと変更となり、新たな点検基準及び簡易版点検要領に基づき実施した。</li> <li>・橋梁点検計画は、2巡目で平準化を図り効率的に点検ができる。</li> <li>・事後保全から予防保全にシフトすることにより、将来的なトータルコストを削減できる。</li> <li>・今後、大規模な耐震・補修があるため、国・県等へ補助金の要望等を推進していく。</li> </ul>